市民と市長の対話集会

21年度に行ったタウンミーティング

平成21年度は、テーマを設定せずに開催しました。会場で出されたご意見の一部を紹介します。

◆7月25日　東部市民センター（参加者14人）

▽高齢者の孤独死問題などに、市はどのような対策を立てているのか

▽市の職員の名札には、名前をフルネームで入れてほしい。また、窓口の対応などで部長、課長などの職名が入っているほうが分かりやすいと思う

▽花小金井の長銀跡地の開発があり歩道ができたが、歩道にガードパイプが連続的に設置され、東側に住む住民が、道路を渡ることができない状態になった。また、開発により道路の見通しが良くなり、スピードを出して車が通過するのではないかと心配している

◆9月12日　西部市民センター（参加者8人）

▽図書館で、ICタグを使って図書の管理をしてはどうか。図書の管理や蔵書点検が楽になり、本の無断持ち出しもなくなると思う。また、開館時間も午後8時ごろまでにしてほしい

▽公民館の若い母親のための講座などは、その講座で同じ環境の友人を作ることができ、精神的なつながりを作ることに役立っている

▽あかしあ通りに自転車レーンを設けるそうだが、自転車対策も積極的に進めてほしい

▽現在、育児休暇中だが、保育園の入園が困難になっている。保育施設を増やしてほしい

▽市の防犯灯は1万1千基ほどあり、その4割は私道にある。維持管理費の一部が自治会などの負担となっているが、この見直しを行ってほしい

◆2月13日　中央公民館（参加者15人）

▽平成23年度から、一部の学童クラブで指定管理者による運営を考えているとのことであるが、もっと話し合って進めてほしい

▽都道3・3・8号線について東京都の説明会があったが、東京都は市民の疑問や不安に十分にこたえてくれなかった。市民の声をもっと反映してほしい

▽市は、人口比率ではぜんそくの児童が多い。PM2.5（微小粒子状物質）への取り組みをしているのか。都道3・3・8号線の建設は健康への被害もある

▽少子高齢化問題にも関連するが、40歳前後で独身者が多い。市でも結婚相談所を設置して取り組んではどうか

◇　◇

なお、タウンミーティングの内容は、市政資料コーナー（市役所1階）、小平市ホームページでご覧になれます。

問合せ　秘書広報課☎042（346）9508

国民年金

退職したときは国民年金の手続きを

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、会社などを退職し、厚生年金保険や共済組合に加入しなくなった方は、国民年金への加入手続きが必要となりますので、市役所の窓口で手続きをしてください（退職日の翌日から再就職し、厚生年金保険や共済組合に加入する方を除く）。

また、厚生年金保険または共済組合に加入している方の被扶養配偶者となる方は、国民年金第三号被保険者となります。この場合は、配偶者の勤務先を通じて加入手続きをしてください。

国民年金保険料の退職（失業）による特例免除

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難である場合に、申請により保険料の納付が免除されることがあります。

特例免除とは、通常なら審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行う制度です。

※配偶者、世帯主に一定以上の所得があると、保険料免除が認められない場合があります。

手続き窓口　保険年金課国民年金係（市役所1階）

対象　申請する年度または前年度に退職（失業）の事実がある方

手続きに必要な物　▽年金手帳または基礎年金番号がわかるもの

▽認め印（本人が署名する場合は不要）

▽失業していることを確認できる公的機関の証明書の写し（離職票、雇用保険受給資格者証など）

◆追納制度

特例免除が承認された期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されますが、この期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して2分の1となります。そのため、承認を受けてから10年以内は、免除期間の保険料を納めることができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降は、加算金がつきます。

問合せ　保険年金課☎042（346）9531、武蔵野年金事務所☎0422（56）1411

引っ越しのごみは計画的に

引っ越しの際は、まだ使えるものでも処分を考える方も多いと思います。しかし、ごみにする前に、周りに必要な方がいるかも知れませんので、ぜひ、声かけをお願いします。

市で処理している粗大ごみの量は年々増加しています。焼却施設や埋め立て施設に負荷をかけないため、ご協力をお願いします。

◆燃えるごみ、燃えないごみ、資源物の排出方法

1回の収集に出せるごみ・資源物の量は、1世帯につき5袋以内でお願いします。

◆粗大ごみの排出方法

▽電話での申込みは、小平市粗大ごみ受付センターへ☎03（5715）1774

電話で申し込むと、通常、申込日の翌日または翌々日から収集を開始し、収集開始日から3・4日で収集を行います（土曜・日曜日、祝日を除く）。

受付時間　月曜～土曜日（年末年始を除く）　午前8時30分～午後6時

▽インターネットでの申込み

インターネットを利用すると、混雑時でもスムーズに申込みができます（随時受付）。通常、申込日の3日後から収集を開始し、収集開始日から3・4日で収集します（土曜・日曜日、祝日を除く）。詳しくは、小平市ホームページでご確認ください。

※粗大ごみの品目が申込み品目にない場合は、小平市粗大ごみ受付センターまたは問合せ先へお申し込みください。

※申込みが完了すると、収集開始日や手数料などについて「お知らせメール」が送信されます。

▽窓口での申込み

ごみ減量対策課（市役所4階）の窓口では、申込みと同時に廃棄物処理シール（シール）の購入もできます。

※収集は、電話での申込みと同じ日数になります。

◆シールの購入

申込み後、排出する粗大ごみにはっていただくシールを購入してください。電話・インターネットで申し込んだ場合は、市内にあるシール販売所で購入してください。

※シールは必ず、小平市指定のシールを購入してください。他市のシールでは収集できません。

◆粗大ごみ、資源物の持ち込み

粗大ごみ、資源物は一定の条件により持ち込むことができます。詳しくは、お問い合わせください。

※燃えるごみ・燃えないごみは、持ち込むことができません。

◆家の中からご自身で搬出できない場合は

親戚や友人に手伝ってもらう、引っ越し業者に搬出を依頼するなど、建物の外（1階部分）まで粗大ごみを出してください。

問合せ　ごみ減量対策課☎042（346）9535

国保に加入している方

国保に加入している方で、①～④に該当することになったときは、国保を脱退する手続きが必要です。

ただし、75歳になり後期高齢者医療制度に加入した場合は、手続きは不要です。

手続き窓口

保険年金課（市役所1階）、東部・西部出張所、動く市役所（受付のみ）

※保険年金課では、土曜日の午前8時30分～午後0時15分も手続きができます（祝日、年末年始を除く）。

届出期間　変更事由の発生した日から14日以内

問合せ　保険年金課☎042（346）9529

国民健康保険の届出

国保に加入する場合
・小平市に転入したとき（前住所で国保に加入していた方） ・職場の健康保険をやめたとき ・職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき ・職場の健康保険の加入者が75歳になり後期高齢者医療制度に移ったことに伴い、その被扶養者でなくなったとき ・生活保護を受けなくなったとき ・国保加入世帯に子どもが生まれたとき
国保をやめる場合
・小平市を転出するとき ・職場の健康保険などに加入したとき ・生活保護を受けることになったとき ・死亡したとき

国民健康保険

正しく保険に加入していますか

小平市に住所がある方（在留期間が1年以上の外国籍の方を含む）は、次の①～④に該当する方を除き、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

①職場の健康保険、船員保険、共済組合などに加入している方とその被扶養者

②国民健康保険組合に加入している方

③生活保護を受けている世帯の方

④後期高齢者医療制度に加入している方

ごみと資源の出し方にご注意を

昨年の10月から、ごみと資源の出し方が一部変更になりました。ごみの減量とリサイクルの推進にご協力ください。

※詳しくは、全戸配布した「ごみと資源の出し方（平成21年10月保存版）」または、小平市ホームページをご覧ください。

◆ごみと資源の分別パンフレットを配布

分別に便利なパンフレット「ごみと資源の出し方（保存版）」、「分別をよりわかりやすく」を配布しています。

配布窓口　ごみ減量対策課（市役所4階）、市政資料コーナー（市役所1階）、東部・西部出張所、市内の公民館・図書館・地域センター

◆視覚障がい者用（点字）の分別パンフレットをご利用ください

小平市点字サークルけやき、点訳サークルかりんの協力により「ごみと資源の出し方（平成21年10月保存版）」の点字版を作成しました。

左から、ごみと資源の出し方（保存版）、分別をよりわかりやすく、ごみと資源の出し方（平成21年10月保存版）

閲覧窓口　ごみ減量対策課、東部・西部出張所、健康福祉事務センター、福祉会館、中央図書館、障害者福祉センター、あおぞら福祉センター

※SPコード（音声読み上げ用コード）付きのパンフレットも配布しています（小川西町図書館を含む）。

※視覚障がい者用（点字）の分別パンフレットは、ごみ減量対策課、小川西町図書館でのみ、貸し出しを行っています。

問合せ　ごみ減量対策課☎042（346）9535

生ごみ減量化処理機器購入費を補助

市では、ふだん排出される生ごみを減量（自家処理）するため、生ごみ減量化処理機器の購入費の補助を行っています。

補助内容　▽一般家庭用…購入金額の2分の1（上限3万円）

▽業務用…購入金額の2分の1（上限30万円）

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ　ごみ減量対策課☎042（346）9535